

佐倉市議会基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 議会及び議員の活動原則（第三条 第五条）

第三章 市民と議会との関係（第六条 第八条）

第四章 議会と行政機関との関係（第九条・第十条）

第五章 議会における審議（第十一条・第十二条）

第六章 議員間の自由討議及び政策討論会（第十三条・第十四条）

第七章 委員会の活動（第十五条）

第八章 議会及び議会事務局の体制整備（第十六条 第二十二條）

第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第二十三条 第二十五条）

第十章 最高規範性及び継続的な検討（第二十六条 第二十八条）

## 前文

地方分権の進展に伴い、地方自治体（以下「自治体」という。）の役割及び責任が拡大する中、自治体の事務に関する議会の審議権、議決権、調査権、検査権等が拡大強化された。

議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ二元代表制の趣旨を踏まえ、緊張感を持って真摯しに向かい合うとともに、市民の意思を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら、佐倉市として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会及び議員は、積極的な情報公開を通じて市民への説明責任を果たし、市民参加による多様な意見を聴いた上で、公平、公正かつ透明な議会運営の下、議員間の自由闊達かっな討議を通じて論点を明らかにすることにより政策立案や政策提言を行っていかなければならない。

佐倉市議会は、志津霊園問題等を踏まえ、行政監視機能を更に強化し、地方自治の本旨の充実に向け、これまで積み上げてきた議会改革をさらに進めて行くことを決意し、また、議員の政治倫理に関する決議（平成二十一年三月二十四日決議）で示された議会の役割を各議員が自覚し、専ら公益に資する立場として議員が自らを厳しく律するとともに市民の信頼に全力で応えるべく、ここに、議会の最高規範となる議会基本条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、地方分権の確立を目指し、二元代表制の下、議会及び議員の責務を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託にこたえ、もって市民生活の向上及び市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (議会の役割)

第二条 議会は、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関である。

2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動の監視をする権限を有する。

## 第二章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第三条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- 一 公平性、公正性かつ透明性を重んじた議会運営を目指すこと。
- 二 議決責任を認識し、市民に対して積極的な情報公開を図り、説明責任を果たすこと。
- 三 市民が参画しやすい議会運営に努め、市民の多様な意見を把握した上で政策立案、政策提言等に取り

り組むこと。

四 市長その他の執行機関の市政運営について監視し、及び評価すること。

五 議員間の自由な討議の場を設けるよう努めること。

（議員の活動原則）

第四条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

一 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじる  
こと。

二 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、個別事案の解決にとどまらず、市民全体の生活の向上に努めること。

三 研修、調査研究等による不断の研さんによつて自らの資質の向上に努めること。

（会派）

第五条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会運営、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第三章 市民と議会との関係

（市民と議会との関係）

第六条 議会は、市民に対し、積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、原則として、すべての会議を公開するものとする。

3 議会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百条の二に規定する学識経験者等による専門的事項に係る調査を活用して、市民等の識見を議会における討議、政策立案及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、委員会において、法第百九条第五項（法第百九条の二第五項又は第百十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度（以下「公聴会制度」という。）及び法第百九条の二第六項（法第百九条の二第五項又は第百十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する参考人制度（以下「参考人制度」という。）を活用して、市民等の識見を議会における討議、政策立案及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。

（情報の共有と市民意見の把握）

第七条 議会は、積極的な情報公開により市民と情報を共有するとともに、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次に掲げる方法を用い、定期的を開催する。

一 議会報告会

二 意見交換会

三 前二号に掲げるものほか、意見提案手続、議会モニター制度その他の市民からの意見聴取の機会を

設けること。

(広報公聴委員会)

第八条 議会は、広報公聴機能の充実を図るため、議員で構成する広報公聴委員会を置く。

2 前条各号に定めるものについて必要な事項は、広報公聴委員会が定める。

3 広報公聴委員会について必要な事項は、別に定める。

第四章 議会と行政機関との関係

(緊張関係の保持)

第九条 議会審議において、議員と市長その他の執行機関及びその職員(以下この条において「市長等」という。)は、次に掲げるところにより緊張関係の保持に努めなければならない。

一 議員の市長等に対する質疑及び質問は、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため一問一答の方式で行うことができる。

二 議長から本会議又は委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して反問することができる。

三 議員及び市長等は、相互の尊重と品格を保ち、質疑及び質問並びに答弁を行うよう努めなければならない。

四 議員は、法令又は条例で定めるものを除き、市長その他の執行機関に属する審議会等の委員に就任

しない。

（文書による質問）

第十条 議会は、閉会中において、市長その他の執行機関に対して文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 文書による質問に関し必要な事項は、別に定める。

第五章 議会における審議

（議決事件の追加）

第十一条 法第九十六条第二項により議決すべき事件は、必要に応じて別に条例で定める。

（審議における論点整理）

第十二条 議会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下この項において「重要な政策等」という。）について、審議における論点を整理し、その政策水準を高めるとともに議決責任を担保するため、提案者に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

一 重要な政策等の提案に至った経緯及び理由

二 他の自治体における類似する政策等との比較検討

三 総合計画との整合性

四 市民参加の実施の有無及びその内容

五 重要な政策等の実施に要する経費及び財源措置（将来の負担を含む。）

2 議会は、提出された予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じた資料の作成を市長に求めるものとする。

#### 第六章 議員間の自由討議及び政策討論会

##### （議員間の自由討議）

第十三条 議会は、議会が議員による討論の場であることを認識し、議員間の自由な討議に努めなければならない。

2 議会は、本会議において議案を審議し、及び委員会において議案を審査する場合は、合意形成に向けて議員間で議論を尽くすよう努めなければならない。

##### （政策討論会）

第十四条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、議会として共通した認識を図るため、政策討論会を開催することができる。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第七章 委員会の活動

##### （委員会の活動）

第十五条 議会は、委員会の運営に当たり、資料等を積極的に公開し、市民に分りやすい議論を行うよう

努めるものとする。

2 委員会は、社会経済情勢の変化等によって生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、積極的な調査研究に努めるものとする。

3 委員会は、公聴会制度及び参考人制度を活用し、審査の充実に努めるものとする。

4 委員会は、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

5 委員会は、会期中に開催する委員会において、当該委員会が所管する事項について、市長その他の執行機関に属する審議会等の開催状況に関する報告を求めることができる。

6 委員長は、議員間の自由な討議による合意形成に努め、委員長報告に当たっては、審議過程における論点、争点等を明確にするよう努めるものとする。

#### 第八章 議会及び議会事務局の体制整備

##### (政務調査費)

第十六条 会派及び議員は、政策立案、政策提言及び市政の課題に関する調査研究に資するため政務調査費を有効に活用するものとする。

2 会派及び議員は、別に定める使途基準に従って政務調査費を適正に執行するとともに、市民に対し、使途に関する説明責任を負うものとする。

3 議会は、政務調査費の使途に関し、証票を公開すること等により透明性を確保するものとする。

4 政務調査費について必要な事項は、別に条例で定める。

(議員研修)

第十七条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員に対する研修の充実に努めなければならない。

2 議会は、前項の研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するよう努めるものとする。

3 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体における事例等を調査研究するよう努めなければならない。

(議会事務局)

第十八条 議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会活動の円滑かつ効率的な実施を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

(予算の確保)

第十九条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能の確保及び充実に努めるため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会図書室)

第二十条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会広報活動)

第二十一条 議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。

2 議会は、広報紙等の充実のため、市民からの意見、要望等を取り上げるよう努めるものとする。

3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

#### （機関の設置）

第二十二条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する機関を置くことができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の機関に議員を構成員として加えることができる。

#### 第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇

##### （議員の政治倫理）

第二十三条 議員は、市民の負託にこたえるために高い倫理観が求められていることを深く認識し、市民の代表として常に良心に従い、責任感を持って公正な職務遂行に努めなければならない。

2 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使する等により市民の疑惑を招くことのないよう努めなければならない。

3 議員の政治倫理に関して必要な事項は、別に条例で定める。

(議員定数)

第二十四条 議員の定数は、別に条例で定める。

2 議員の定数の改定に当たっては、多様な民意を反映するため、経費削減の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。

3 議員の定数を定めた条例の改正案は、法第七十四条第一項の規定による市民の直接請求があつた場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第二十五条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改定に当たっては、多様な民意を反映するため、経費削減の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。

3 議員報酬を定めた条例の改正案は、法第七十四条第一項の規定による市民の直接請求があつた場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員から提出するものとする。

第十章 最高規範性及び継続的な検討

(最高規範性)

第二十六条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、議会に関する条例その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会改革)

第二十七条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

(見直し手続)

第二十八条 議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、議会運営委員会で検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。

3 この条例の改正に当たっては、いかなる場合にも、本会議において改正理由及び改正案の提出に至つた経緯について説明しなければならない。

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 佐倉市議会基本条例

条 文  
解説及び説明  
策定過程における意見  
市民意見  
委員会協議の結論

佐倉市議会議会改革特別委員会

佐倉市議会基本条例（案）

項目	前文
見出し	
条文	<p>地方分権の進展に伴い、地方自治体（以下「自治体」という。）の役割及び責任が拡大する中、自治体の事務に関する議会の審議権、議決権、調査権、検査権等が拡大強化された。</p> <p>議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ二元代表制の趣旨を踏まえ、緊張感を持って真摯に向かい合うとともに、市民の意思を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら、佐倉市として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。</p> <p>議会及び議員は、積極的な情報公開を通じて市民への説明責任を果たし、市民参加による多様な意見を聴いた上で、公平、公正かつ透明な議会運営の下、議員間の自由闊達な討議を通じて論点を明らかにすることにより政策立案や政策提言を行っていかねばならない。</p> <p>佐倉市議会は、<b>志津霊園問題等を踏まえ、行政監視機能を更に強化し</b>、地方自治の本旨の充実に向け、これまで積み上げてきた議会改革をさらに進めて行くことを決意し、また、議員の政治倫理に関する決議（平成21年3月24日決議）で示された議会の役割を各議員が自覚し、専ら公益に資する立場として議員が自らを厳しく律するとともに市民の信頼に全力で応えるべく、ここに、議会の最高規範となる議会基本条例を制定する。</p>
解説及び説明	<p>「地方自治体」は、一般名称であり、日本国憲法、地方自治法等では「地方公共団体」とされている。法務担当者からは、「地方公共団体」であるべきとの意見が出されたが、あえて一般的に親しみやすい「地方自治体」を使った。</p>
策定過程における意見	
市民意見	<p>佐倉市政のこれまでの不祥事など、例えば志津霊園問題、議員による職員への働きかけ問題を明記し、前文で反省の姿勢を示すべき。</p> <p>「市民主権」という文言を明記してもらいたい</p> <p>『緊張感を持って真摯に向かい合うとともに』には削除すべきでは別紙意見参照</p>
委員会協議の結論	<p>志津霊園問題を議会の責任として表記すべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民には根強く印象付けられている、掲載すべきでは。</li> </ul> <p>印旛沼の汚濁について、佐倉市だけの問題か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の機会をもって、市民の理解をえるように努力する</li> </ul> <p>不祥事が二度と起こらないよう、チェック機能を果たしていく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェック機能が働かない部分もある</li> </ul> <p>過去の問題を踏まえ、これからどうしていくかを表現していくべき</p> <p>現状のままで良いのではないか</p> <p>「市民主権」という趣旨は十分に条例に反映されている。言葉の定義が、一般的な文言として明確になっていないとの意見があった。</p> <p>「市民主権」については、第一条の目的も含めて、基本条例全体の中で包括していることを確認した。</p> <p>「志津霊園問題等を踏まえ、行政監視機能を更に強化し、」を追記する。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第1章 総則
見出し	目的
条文	<p>第1条 この条例は、地方分権の確立を目指し、二元代表制の下、議会及び議員の責務を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託にこたえ、もって市民生活の向上及び市政の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員と市長は、それぞれが市民により直接選挙で選ばれた市民の代表（二元代表制）であること。</li> <li>・議会及び議員の責務を明確にするため、基本的な事項をこの条例で定め、市政の発展に努めること。</li> <li>・議会基本条例を定める目的を明記したこと。</li> </ul>
策定過程における意見	
市民意見	別紙意見参照
委員会協議の結論	

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第1章 総則
見出し	議会の役割
条文	<p>第2条 議会は、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関である。</p> <p>2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動の監視をする権限を有する。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、市民を代表する議決機関であること。</li> <li>・ 議会は、地方自治法(以下自治法という。)第96条(議決事件)により、条例の制定又は改廃、予算の議決、決算の認定などを行なうとともに、執行機関の市政運営をチェックする。</li> <li>・ 自治法第96条第1項に規定する議決事件のうち、条例の制定、予算の議決、決算の認定を主なものとして例示し、その他を行政活動の監視権限としてまとめて表現しています。</li> </ul>
策定過程における意見	
市民意見	別紙意見参照
委員会協議の結論	

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第2章 議会及び議員の活動原則
見出し	議会の活動原則
条文	<p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 公平性、公正性かつ透明性を重んじた議会運営を目指すこと。</p> <p>(2) 議決責任を認識し、市民に対して積極的な情報公開を図り、説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 市民が参画しやすい議会運営に努め、市民の多様な意見を把握した上で政策立案、政策提言等に取り組むこと。</p> <p>(4) 市長その他の執行機関の市政運営について監視し、及び評価すること。</p> <p>(5) 議員間の自由な討議の場を設けるよう努めること。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公平性、公正性かつ透明性を重んじる運営を行うこと。</li> <li>・ 機関として議決したものに対する責任と議決の過程及び結果について公開し、市民への説明責任を負うこと。</li> <li>・ 市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。</li> <li>・ 市政の運営に対し、常に監視し評価すること。</li> <li>・ 議会は、合議制の機関として議員間の自由な討議が行われるようその機会を設けるよう努力すること。</li> <li>・ 第6条 「 - 議会は市民に対し、積極的に情報発信し、説明責任を十分果たさなければならない - 」と文言の重複があるが、議会の活動の原則と市民との関係について両側面からの確認であり、他の事例でも同様に扱っている。</li> </ul>
策定過程における意見	
市民意見	<p>傍聴者へわかりやすい資料提供を          請願陳情の意見陳述を明記すべきでは          意見を述べる場に来られない市民もいる。その声を、どのように反映させるのか</p>
委員会協議の結論	<p>基本条例の趣旨を踏まえ、規則等、他の例規を見直しを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料提供</li> <li>・ 市民意見の陳述</li> </ul> <p>現状では、委員会を休憩し、協議会に切り替え、陳情者等の説明機会を提供している</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第2章 議会及び議員の活動原則
見出し	議員の活動原則
条文	<p>第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、個別事案の解決にとどまらず、市民全体の生活の向上に努めること。</p> <p>(3) 研修、調査研究等による不断の研さんによって自らの資質の向上に努めること。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由な言論を持って議員間の理解を深め、合議を目指すこと。</li> <li>・広く市民の意見を把握し、市政の課題全般にわたる問題解決に努めること。</li> <li>・自己の研鑽に努め、議員としての資質向上に努めること。</li> </ul>
策定過程における意見	
市民意見	別紙意見参照
委員会協議の結論	

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第2章 議会及び議員の活動原則
見出し	会派
条 文	<p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議会運営、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員集団を結成して活動できること</li> <li>・会派は、議会運営や政策立案に関し、会派間の合意形成に努めること。</li> <li>・議会内での政策集団としての会派は法律で明文化されていないことから、会派結成の根拠規定を条例を定めるものです。</li> </ul>
策定過程 における 意 見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派結成については、特に要件、条件などを付す必要はないのでは。</li> </ul>
市民意見	<p>会派の条項はいらない。 会派に拘束されると自由討議ができないのでは 別紙意見参照</p>
委員会協 議の結論	<p>「会派に拘束される」というのは、会派の実情が理解されていない。 会派内の自由討議は、現実なされている。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第3章 市民と議会の関係
見出し	市民と議会の関係
条文	<p>第6条 議会は、市民に対し、積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、原則として、すべての会議を公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的事項に係る調査を活用して、市民等の識見を議会における討議、政策立案及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、委員会において、法第109条第5項（法第109条の2第5項又は第110条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度（以下「公聴会制度」という。）及び法第109条の2第6項（法第109条の2第5項又は第110条第5項において準用する場合を含む。）に規定する参考人制度（以下「参考人制度」という。）を活用して、市民等の識見を議会における討議、政策立案及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議、常任委員会、会派代表者会、全員協議会などを原則公開で行うこと。（すでに行われている。）</li> <li>・公聴会制度（直接市民から意見を聞くもの）、参考人制度（利害関係人、学識経験者から意見を聴取するもの）を活用するよう努めること。</li> <li>・自治法第100条の2は、議会の規定。</li> <li>・同法第109条第5項及び第6項は、委員会の規定。</li> <li>・市民に開かれた議会を目指し、情報公開に取り組む。</li> <li>・市民参加のしくみを取り入れ、多様な市民意見を反映すること。</li> </ul>
策定過程における意見	
市民意見	<p>傍聴や陳情ができる人はよいが、時間が無くて、関心があっても参加できない人に対して、どの様に働きかけていくのか （声なき声の反映方法の検討） 会議に参加できない市民の意見の吸い上げ 別紙意見参照</p>
委員会協議の結論	<p>会議のあり方等について、検討していく。 7条の中で、市民意見の聴取機会を設けている。 声なき声を吸い上げることも、議員の仕事である。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第3章 市民と議会の関係
見出し	情報の共有と市民意見の把握
条 文	<p>第7条 議会は、積極的な情報公開により市民と情報を共有するとともに、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、<u>次に掲げる方法を用い、定期的を開催する。</u></p> <p>(1) 議会報告会  (2) 意見交換会  (3) 前2号に掲げるもののほか、意見提案手続、議会モニター制度その他の市民からの意見聴取の機会を設けること。</p>
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会から市民への広報活動と市民からの多様な意見を把握するための公聴活動の充実を図り、双方向による意見把握を図ること。</li> <li>・広報公聴のための具体的な活動を示したこと。</li> <li>・議会の情報公開と説明責任を果たし、市民の多様な意見を把握すること。</li> </ul>
策定過程 における 意 見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この条に住民投票について規定すべきではないかとの意見があった。しかし、自治基本条例との整合性等を確認する必要があるという意見もあり今回は規定に加えることを保留とした。</li> </ul>
市民意見	<p>「適宜用いる」ではやるかやらないかハッキリしない。何回やると明記せよ。  「開催しなければならぬ。」としてほしい。  報告会等での市民意見を知らせてほしい。  別紙意見参照</p>
委員会協 議の結論	<p>具体的には、広報公聴委員会で決定すべきである。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第3章 市民と議会の関係
見出し	広報公聴委員会
条文	<p>第8条 議会は、広報公聴機能の充実を図るため、議員で構成する広報公聴委員会を置く。</p> <p>2 前条各号に定めるものについて必要な事項は、広報公聴委員会が定める。</p> <p>3 広報公聴委員会について必要な事項は、別に定める。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条に規定した広報公聴活動の推進のための委員会を設置すること。</li> </ul>
策定過程における意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報公聴委員会等の設置に関する具体的方法論の検討</li> <li>・常任委員会と同様な位置付けが必要ではないか。</li> <li>・地方自治法第109条第4項では、「常任委員会はその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。」と規定されている。常任委員会としては無理。</li> <li>・佐倉市議会会議規則152条の別表に規定する「会派代表者会議」「全員協議会」と同じ位置付けとする。</li> <li>・会津若松市に確認したところ、自治法に規定する「協議等の場」としての位置付けに関して意見があった。</li> </ul>
市民意見	別紙意見参照
委員会協議の結論	

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第4章 議会と行政機関の関係
見出し	緊張関係の保持
条文	<p>第9条 議会審議において、議員と市長その他の執行機関及びその職員（以下この条において「市長等」という。）は、次に掲げるところにより緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 議員の市長等に対する質疑及び質問は、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>(2) 議長から本会議又は委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して反問することができる。</p> <p>(3) 議員及び市長等は、相互の尊重と品格を保ち、質疑及び質問並びに答弁を行うよう努めなければならない。</p> <p>(4) 議員は、法令又は条例で定めるものを除き、市長その他の執行機関に属する審議会等の委員に就任しない。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問の方法を定めたこと。</li> <li>・執行部に対し反問権を付与し、相互に論点の整理を行うことができること。</li> <li>・双方向の審議において相互の尊重と品格の保持に努めること。</li> <li>・議会における審議を優先し、市長の諮問機関、審議会等の委員には、議員は就かないこと。</li> <li>・原則的に市長部局の審議会等へは関与せず、二元代表制の趣旨に基づき、議決機関としての役割を果たす。</li> </ul> <p>（参考）会津若松市の反問権の定義等の検討結果について</p> <p>(1) 制度趣旨等          背景・趣旨 ・論点・争点の明確化・議員の質問のレベルアップ。          基本形態 ・質問趣旨の確認。 ・政策論争のための発言。</p> <p>(2) 定義 市長等が行う、質問の趣旨・内容を確認するための発言及び質問の背景・根拠等を確認するための発言</p> <p>(3) 反問に対する議員の発言は、「質問ではない」ので、質問時間に含めない。</p>
策定過程における意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一問一答方式の質問と限るか。一問一答方式も選択できることにするか、二つの意見が出された。</li> <li>・市長の所信表明に対する代表質問までも一問一答することは、いかがか。</li> <li>・「論点整理を必要以上に超えて、質問者を攻撃し、質問を妨げるような反問は、できないようすべきである。」という意見があった。（1委員）</li> </ul>
市民意見	<p>審議会等で行われた審議の議会における審査を厳しく行うためのチェック、監視機能を担保する仕組みを条文に入れるべき。</p> <p>別紙意見参照</p>
委員会協議の結論	<p>意見として伺い、今後の課題とする。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第4章 議会と行政機関の関係
見出し	文書による質問
条 文	<p>第10条 議会は、閉会中において、市長その他の執行機関に対して文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p> <p>2 文書による質問に関し必要な事項は、別に定める。</p>
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会開会中の一般質問以外に閉会中でも緊急を要する事案に関し文書で質問し文書で回答を求めることができること。</li> <li>・ なお、これは議会として行うもので議員個人や会派に権利を与えるものではない。</li> <li>・ 自治法第101条に臨時会の招集についての規定があるが、閉会中の質問に関する法の定めがなく、ここに定めること。</li> <li>・ 手続きについて会議規則に定める。</li> </ul> <p>（自治法第101条第2項 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。）</p>
策定過程 における 意 見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の意思決定はどこできめるのか（議長に委任など）</li> <li>・ 細則を整備する中で検討</li> </ul>
市民意見	質問と答弁の公開は？
委員会協 議の結論	<p>手続き規定については、第二項に基づき、別途検討する。</p> <p>機関としての質疑・答弁であり、議事録等と同様に取り扱うものである。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 5 章 議会における審議
見出し	議決事件の追加
条 文	第 1 1 条 法第 9 6 条第 2 項により議決すべき事件は、必要に応じて別に条例で定める。
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、法で定められた議決事項のほか、必要に応じ議決すべきことを条例で定めること。</li> <li>・ 市の重要な計画等に対する責任を議会も共に担うこと。</li> </ul> <p>(注) 地方自治法第 96 条第 2 項 前項（自治法第 96 条第 1 項 「条例の制定」など）に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く）につき議会の議決すべきものを定めることができる。</p>
策定過程 における 意 見	
市民意見	議決事件という文言は、なじまない。
委員会協 議の結論	「議決事件」は、法令に基づくものである。

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第5章 議会における審議
見出し	審議における論点整理
条文	<p>第12条 議会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下この項において「重要な政策等」という。）について、審議における論点を整理し、その政策水準を高めるとともに議決責任を担保するため、提案者に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。</p> <p>(1) 重要な政策等の提案に至った経緯及び理由  (2) 他の自治体における類似する政策等との比較検討  (3) 総合計画との整合性  (4) 市民参加の実施の有無及びその内容  (5) 重要な政策等の実施に要する経費及び財源措置（将来の負担を含む。）</p> <p>2 議会は、提出された予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じた資料の作成を市長に求めるものとする。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、提案される重要な政策等について、政策水準を高める議論を行うため、提案者である市長等や議員に対し、説明資料を求めること。</li> <li>・ 説明資料について5項目を列挙したこと。</li> <li>・ 予算、決算も同様に5項目についての資料を求める。</li> </ul>
策定過程における意見	
市民意見	<p>第1項第2号「他の自治体における類似する政策等との比較検討」は不要ではないか。</p>
委員会協議の結論	<p>意見として伺う。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 6 章 議員間の自由討議及び政策討論会
見出し	議員間の自由討議
条 文	<p>第 1 3 条 議会は、議会在議員による討論の場であることを認識し、議員間の自由な討議に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議において議案を審議し、及び委員会において議案を審査する場合は、合意形成に向けて議員間で議論を尽くすよう努めなければならない。</p>
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定を行う合議制の機関として、議員間の自由討議をおこなうこと。</li> <li>・努力事項としたのは、会議規則、申し合わせ事項などの整理が必要となるため方向を定めることとした。</li> </ul>
策定過程 における 意 見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員間討議の具体的な場はどこか。本会議の場で議員間討議をどうおこなうのか。</li> </ul>
市民意見	<p>議員間の自由討議はいらない。 別紙意見参照</p>
委員会協 議の結論	<p>意見として伺う。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 6 章 議員間の自由討議及び政策討論会
見出し	政策討論会
条 文	<p>第 1 4 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、議会として共通した認識を図るため、政策討論会を開催することができる。</p> <p>2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。</p>
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会において重要政策などに対し議員間の共通認識を図るため、政策討論を行う場を設けること。</li> <li>・政策討論会の細則などは別に定めること。</li> </ul>
策定過程 における 意 見	
市民意見	別紙意見参照。
委員会協 議の結論	

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第7章 委員会の活動
見出し	委員会の活動
条文	<p>第15条 議会は、委員会の運営に当たり、資料等を積極的に公開し、市民に分りやすい議論を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 委員会は、社会経済情勢の変化等によって生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、積極的な調査研究に努めるものとする。</p> <p>3 委員会は、公聴会制度及び参考人制度を活用し、審査の充実に努めるものとする。</p> <p>4 委員会は、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。</p> <p>5 委員会は、会期中に開催する委員会において、当該委員会が所管する事項について、市長その他の執行機関に属する審議会等の開催状況に関する報告を求めることができる。</p> <p>6 委員長は、議員間の自由な討議による合意形成に努め、委員長報告に当たっては、審議過程における論点、争点等を明確にするよう努めるものとする。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の公開と分りやすい議論を行うこと。</li> <li>・変化する行政課題に対応するため、積極的に調査研究活動を行うこと。</li> <li>・自治法第109条第5項に規定されている公聴会制度、同条第6項に規定されている参考人制度を活用し審査の充実に努めること。</li> <li>・行政課題等の解決に向けて、政策立案、政策提案を積極的に行うこと。</li> <li>・本条例の第9条(4)第4号で市長等の部門に属する審議会等に参加しないことを定めたことから審議内容の報告を求めること。</li> <li>・委員長の責務を定めた。</li> </ul>
策定過程における意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の所管事務については、積極的に調査していくこと。</li> <li>・陳情については、要望により市民意見を聞き、議事録にも残すべきではとの意見があったが、すでに委員会では、協議会の場で、陳情者等からの発言を認め、実質的な審査を行っており議事録の記載については、現実に市民からの要望等があった時に協議する。</li> </ul>
市民意見	<p>審議会等で行われた審議の議会における審査を厳しく行うためのチェック、監視機能を担保する仕組みを条文に入れるべき。 別紙意見参照</p>
委員会協議の結論	<p>意見として伺い、今後の課題とする。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備
見出し	政務調査費
条 文	<p>第 1 6 条 会派及び議員は、政策立案、政策提言及び市政の課題に関する調査研究に資するため政務調査費を有効に活用するものとする。</p> <p>2 会派及び議員は、別に定める使途基準に従って政務調査費を適正に執行するとともに、市民に対し、使途に関する説明責任を負うものとする。</p> <p>3 議会は、政務調査費の使途に関し、証票を公開すること等により透明性を確保するものとする。</p> <p>4 政務調査費について必要な事項は、別に条例で定める。</p>
解 説 及 び 説 明	<p>・自治法第100条第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。</p>
策定過程 における 意 見	
市民意見	別紙意見参照
委員会協 議の結論	

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備
見出し	議員研修
条 文	<p>第 1 7 条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員に対する研修の充実に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、前項の研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するよう努めるものとする。</p> <p>3 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体における事例等を調査研究するよう努めなければならない。</p>
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、議員の資質向上を図るため、研修の充実に努め、広く専門家、市民等との研修会を開催すること。</li> <li>・ 他市の事例等を調査研究すること。</li> </ul>
策定過程 における 意 見	
市民意見	特になし
委員会協 議の結論	

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備
見出し	議会事務局
条 文	第 1 8 条 議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会活動の円滑かつ効率的な実施を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治法第138条第5項には、「事務局長、書記長、書記その他の職員は議長がこれを任免する。」とある。</li> <li>・議会の政策立案や調査機能の充実を図るために事務局の体制を強化する必要があること。</li> </ul>
策定過程 における 意 見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今までは、市長執行部の人事に任せてきた傾向があったが、議会として事務局の体制整備に取り組まなければならない。</li> </ul>
市民意見	<p>議会事務局の強化のなかで、市民の声を受ける窓口を設置してほしい。 （要望） 別紙意見参照</p>
委員会協 議の結論	<p>要望として伺います。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備
見出し	予算の確保
条 文	第 1 9 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能の確保及び充実を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会が議事機関としての機能を果たすために必要な予算を確保すること。</li> <li>主な内容は、</li> <li>・ 広報公聴活動の充実</li> <li>・ 調査研究の充実</li> <li>・ 議員の研修及び研修会の開催</li> <li>・ 政策立案、条例の策定などに関する事務局体制の整備 …など</li> </ul>
策定過程 における 意 見	
市民意見	特になし
委員会協 議の結論	

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備
見出し	議会図書室
条 文	第 2 0 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、議員の調査研究のため、図書室の充実を図り、官報、公報及び刊行物などの他、必要な図書を揃えること。</li> <li>・ 自治法第100条第18項 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。</li> <li>・ 同条19項 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。</li> </ul>
策定過程 における 意 見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治法第100条第19項を受けて、議会図書室の市民への開放について意見が出されたが、議会棟や図書室及び図書の管理に係る体制、システム作り及び予算などの課題があり、今後の協議事項とした。</li> </ul>
市民意見	議案資料については、市立図書館等にも配架してもらいたい（要望） 別紙意見参照
委員会協 議の結論	要望として伺います。

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備
見出し	議会広報活動
条 文	<p>第 2 1 条 議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、広報紙等の充実のため、市民からの意見、要望等を取り上げるよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。</p>
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、議会広報紙を発行して市民へ活動の周知を行うこと。</li> <li>・ 広報紙の充実を図るため、市民の意見を反映するよう努めること。</li> <li>・ インターネット等のメディアの活用を図ること。</li> </ul>
策定過程 における 意 見	
市民意見	特になし
委員会協 議の結論	

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第8章 議会及び議会事務局の体制整備
見出し	機関の設置
条文	<p>第22条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する機関を置くことができる。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、前項の機関に議員を構成員として加えることができる。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政に係る課題について審査、諮問、調査のため、必要あるときは、議会が機関を設置することができるとしたこと。 (総務省回答)</li> <li>・ 専門的知見の活用（自治法第100条の2）は、議会における議案の審査等に関し専門的知見の活用が必要となった場合に、一定の調査研究を行った上での報告を求めることができるよう、学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができることを法律上明確に位置づけたものである。したがって、一定の範囲の事項に対する諮問に応じ、意見を答申する等を行う附属機関とはその性格を異にするものである。</li> <li>・ 専門的知見の活用は学識経験者等が個々に調査、報告を行わなければならないものとしているものではないから、調査の規模等に応じ、複数の学識経験者等に合議による調査、報告をさせることも可能である。</li> </ul>
策定過程における意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法に規定がないということから、議会の附属機関の設置は、法律違反とされているが、地方自治における立法機関として附属機関の設置を条例で定めるのはどうか。</li> <li>・ 先行事例もあり、自治法第100条の2の専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせる」ものとして附属機関の設置を盛り込んで良いのではないか。</li> </ul>
市民意見	<p>議会が市民の意見を受け止める窓口を設置（常設）してほしい。 別紙意見参照</p>
委員会協議の結論	<p>今後の検討課題。後々、議会の一機能として検討していく。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇
見出し	議員の政治倫理
条 文	<p>第 2 3 条 議員は、市民の負託にこたえるために高い倫理観が求められていることを深く認識し、市民の代表として常に良心に従い、責任感を持って公正な職務遂行に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使する等により市民の疑惑を招くことのないよう努めなければならない。</p> <p>3 議員の政治倫理に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は倫理観を深く認識し、良心に従い、責任感を持って職務に努めること。</li> <li>・ 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めること。</li> </ul>
策定過程 における 意 見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治倫理条例に関する具体的検討を行い、本条例と同時に提案することが確認された。</li> </ul>
市民意見	別紙意見参照
委員会協 議の結論	

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第9章 議会の政治倫理、身分及び待遇
見出し	議員定数
条文	<p>第24条 議員の定数は、別に条例で定める。</p> <p>2 議員の定数の改定に当たっては、<u>多様な民意を反映するため</u>、経費削減の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。</p> <p>3 議員の定数を定めた条例の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員から提出するものとする。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数は、別の条例で定める。</li> <li>・定数の改定に当たっては、経費の削減などの面だけではなく、行政と議会の関係、市政の現状や将来展望など総合的な見地から検討すること。</li> <li>・市民の意見を聴取するための制度を活用すること。</li> </ul>
策定過程における意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経費削減」という文言を使用すべきかどうかとの意見が出された。</li> </ul>
市民意見	<p>行財政改革の視点を入れるべきでは「経費削減」という言葉によって、自己保身と受け取られる。</p>
委員会協議の結論	<p>当初案には「経費削減（行財政改革）の視点だけではなく」と表現していたが、「行財政改革」は「目的」であって、ここで否定されるべきは手段としての「経費削減」であるとの意見を受け、修正した。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項目	第9章 議会の政治倫理、身分及び待遇
見出し	議員報酬
条文	<p>第25条 議員報酬は、別に条例で定める。</p> <p>2 議員報酬の改定に当たっては、<u>多様な民意を反映するため</u>、経費削減の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。</p> <p>3 議員報酬を定めた条例の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員から提出するものとする。</p>
解説及び説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員報酬は、別の条例で定める。</li> <li>・ 報酬の改定に当たっては、経費の削減などの面だけではなく、行政と議会の関係、市政の現状や将来展望など総合的な見地から検討すること。</li> <li>・ 市民の意見を聴取するために公聴会制度、参考人制度を活用すること。</li> <li>・ 市民の直接請求や市長提案を除き、委員会又は議員から提出すること。</li> </ul>
策定過程における意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「経費削減」という文言を使用すべきかどうかとの意見が出された。</li> </ul>
市民意見	<p>別に条例で定めるのではなく、この条文に具体的な報酬額を入れよ。          行財政改革の視点を入れるべきでは          「経費削減」という言葉によって、自己保身と受け取られる。</p>
委員会協議の結論	<p>当初案には「経費削減（行財政改革）の視点だけではなく」と表現していたが、「行財政改革」は「目的」であって、ここで否定されるべきは手段としての「経費削減」であること。との意見を受け、修正した。          具体的な報酬額は、別の条例で定めるものである          市民の意見を吸い上げるため（「多様な民意を反映するため」を挿入）には、必要な議員数、議員報酬を確保すべき。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 1 0 章 最高規範性及び継続的な検討
見出し	最高規範性
条 文	<p>第 2 6 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する条例その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>2 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。</p>
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この条例は佐倉市議会における最高規範であること。</li> <li>・ 選挙後、議員に対しこの条例の研修を義務付けること。</li> </ul>
策定過程 における 意 見	
市民意見	<p>最高規範であれば、簡単に見直すようなものではないのではないか。 議会運営における最高規範ではないか 別紙意見参照</p>
委員会協 議の結論	<p>議会としての最高規範であることを再確認する。 より良いものを作り上げていくため、見直しを行っていく。 議会運営ということになると、その内容は限定的となる。</p>

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 1 0 章 最高規範性及び継続的な検討
見出し	議会改革
条 文	第27条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むものとする。
解 説 及 び 説 明	・ 議会改革は、継続して取り組んでいくこと。
策定過程 における 意 見	
市民意見	この条文は必要ない。 別紙資料参照
委員会協 議の結論	意見として伺う

佐倉市議会基本条例（案）

項 目	第 1 0 章 最高規範性及び継続的な検討
見出し	見直し手続き
条 文	<p>第 2 8 条 議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、議会運営委員会で検証するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 この条例の改正に当たっては、いかなる場合にも、本会議において改正理由及び改正案の提出に至った経緯について説明しなければならない。</p>
解 説 及 び 説 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この条例の継続的な検証を行うこと。</li> <li>・ 見直しが必要な場合、適切な対応をすること。</li> <li>・ 改正に当たっての説明を義務付けたこと。</li> </ul>
策定過程 における 意 見	
市民意見	<p>改正に当たっては市民意見を取り入れるという文言を入れよ。                  検証の時期を適宜ではなく具体的に何年ごとにとすべき。                  別紙意見参照</p>
委員会協 議の結論	<p>「適宜」とは、議会報告会等で頂いた意見を、常に、検討、検証していく意味である。                  期限等を明記する事により、硬直化する恐れもある。</p>

佐倉市議会議員政治倫理条例

(目的)

第一条 この条例は、佐倉市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本事項を定めるとにより、議員が政治倫理の高揚に努め、市民から信頼される議会づくりを進め、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第二条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を自らが解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第三条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

一 市民の代表として、法令を遵守し、議会及び議員の品位又は名誉を損なう行為を厳に慎み、疑惑を

持たれることをしないこと。

二 その地位を利用して、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受をしないこと。

三 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人や企業、団体等のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働きかけをしないこと。

四 市職員の採用、昇格又は人事異動に関し、不正な働きかけをしないこと。

五 特定の個人、企業、団体等の利益の見返りとしての寄附等又はそれを期待する寄附等を受けないこと。

六 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。

七 セクシャル・ハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

八 飲食物の供与その他社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

九 前各号に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げる行為をしないこと。

（働きかけ記録の提出の要求及び公表）

第四条 議長は、この条例の趣旨に基づき、市長に対し、佐倉市公務員の公正な職務執行の確保に関する

条例（平成二十二年佐倉市条例第一号）第七条第一項の規定による記録のうち議員に関するものの写し

（以下「働きかけ記録」という。）の提出を年度ごとに求めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、議長は、必要に応じて市長に対し、働きかけ記録の提出を求めることができる。

3 前二項の規定による求めに対し、市長から働きかけ記録の提出があつたときは、議長は、その内容について公表するものとする。

(審査の請求)

第五条 市民又は議員は、議員に第三条に規定する政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、市民にあつては地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十八条に規定する選挙権を有する者の総数の百分の一以上の連署に、議員にあつては四人以上の連署に、当該違反行為を証する資料を添えて、議長に審査を請求することができる。

2 前項の規定により、審査の請求がなされたときは、議長は、審査請求書及び添付資料を佐倉市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に遅滞なく提出し、審査を求めなければならない。

(審査会の設置等)

第六条 議長は、審査の請求を受けたときは、審査会を設置する。

2 審査会は、議長の求めに応じ、当該請求の事案を調査審議し、その結果を報告する。

3 前項に定めるもののほか、審査会は、政治倫理に関して議長に意見を述べることができる。

4 審査会の委員は、九人以内とし、六人以内を議員のうちから、三人を識見を有する者から議長が公正

を期して指名する。

5 審査会の委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（審査会の職務）

第七条 審査会は、前条第二項の規定による調査審議を行うに当たり、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

（委員長及び副委員長）

第八条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査会の会議）

第九条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開するものとする。ただし、特に必要と認める場合において、出席委員の三分

の二以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

（審査結果の報告）

第十条 審査会は、議長から審査を求められた日から九十日以内に、その審査結果を議長に書面で報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告があつた日から七日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。

（被請求議員等の義務等）

第十一条 被請求議員及び関係人は、審査会から資料の提供又は会議への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

2 被請求議員及び関係人は、会議において、口頭又は書面により意見を述べることができる。

（結果の報告）

第十二条 議長は、第六条第二項の規定による審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び被請求議員に対し、その内容を書面で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があつたときには、当該弁明書と併せて公表するものとする。

2 被請求議員は、前項の書面を受け取つた日から十四日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

(議会の措置)

第十三条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、被請求議員が政治倫理基準に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長がその都度、会派代表者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第五条に規定する審査の請求は、この条例の施行の日以後に行われた議員の行為について適用する。